

都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・指定都市消防長 } 殿

消防庁震災等応急室長

平成17年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について

消防防災行政の推進につきまして、平素から格別のご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、昨年各地で大きな被害をもたらした自然災害の発生状況、緊急消防援助隊の出動状況及び地域ブロック合同訓練の実施状況に鑑み、緊急消防援助隊運用要綱、各都道府県の受援計画及び応援計画に基づくとともに、下記事項に留意して、平成17年度緊急消防援助隊ブロック合同訓練を実施していただきますようお願いいたします。

記

1 訓練種目について

(1) 初動時における緊急消防援助隊要請連絡訓練

発災から緊急消防援助隊要請、受援に至るまでの一連の情報連絡訓練を実際に使用する機器を使用して実施すること。

なお、その際は非常用電源の活用について配慮すること。

(2) 緊急消防援助隊調整本部及び指揮支援本部の設置、運用訓練

緊急消防援助隊調整本部及び指揮支援本部を設置し、緊急消防援助隊活動の指揮命令系統を明確にした上で、組織的かつ効率的な部隊運用訓練を実施すること。

なお、緊急消防援助隊調整本部は災害対策本部に近接した場所に位置し、「緊急消防援助隊調整本部」と記した看板等を掲出すること。

(3) 参集訓練

出動要請から現地到着までの時間短縮を図るため、より効率的な部隊編成及び参集方法等を検討し、実地訓練を通じて検証すること。

(4) 図上訓練

実動訓練とは別に、被災市町村が複数あった場合を想定して図上訓練を実施するよう努めること。

(5) 消防防災ヘリコプターと画像電送システムを活用した情報収集伝達訓練

ヘリテレを活用した情報収集活動を行い、被害情報を災害対策本部や緊急消防援助隊調整本部に報告し、部隊運用に反映させるなど、初動時における情報収集、伝達体制を検証すること。

初動のヘリコプターの運用については、必要に応じて、自都道府県以外に要請する等、広域的・実践的な訓練計画とすること。

ヘリテレ映像は、消防庁へも伝送すること。なお、事前に時間等を連絡すること。

訓練の様子は、地域衛星通信ネットワークにより全国放送すること。なお、放映時間を事前に消防庁に連絡すること。

(6) 関係機関と連携した訓練

自衛隊、警察、赤十字等、防災関係機関と連携した救出救護訓練等を実施するよう努めること。

また、参集訓練時における自衛隊との連携についても検討すること。

(7) 夜間訓練

より実践的な訓練を行う観点から、夜間訓練を行うよう努めること。

2 その他

(1) 平成17年度においては全国合同訓練の開催も予定されているが、全国合同訓練と地域ブロック合同訓練の趣旨が異なること、緊急消防援助隊が法制化後に地域ブロック合同訓練を実施したのは限られた県しかないこと、より多くの職員に緊急消防援助隊活動を経験させる必要があること等から、積極的に訓練を実施すること。

(2) 上記1、(1)、(2)、(4)及び(5)の訓練には消防庁も参画するので、計画等を事前に連絡すること。

(3) 上記1の訓練のほか、会場における訓練については地域の実情に応じて訓練項目を設定し実施すること。

(4) 上記1及び会場における訓練を通じて、各都道府県の応援計画又は受援計画の見直しを図ること。

(5) 地域ブロック合同訓練にかかる経費については、平成16年度並に予算措置される予定である。

(問合わせ先)

消防庁震災等応急室 広域応援係

佐野、花海、居島、坂上、井上

電 話 : 03 - 5253 - 7527

F A X : 03 - 5253 - 7537